

令和5年度

主要事務事業

公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会

主要事務事業

- (1) 都市整備政策部 都市デザイン課……………P1
- (2) 道路・交通計画部 道路計画課（外環調整担当）……P3
- (3) 道路・交通計画部 交通政策課……………P4
- (4) 土木部 交通安全自転車課……………P6

令和5年度主要事務事業

都市整備政策部（公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会所管分）

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	ユニバーサルデザインのまちづくり (都市デザイン課) (各街づくり課)	ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）を推進すると共に、第3期計画の策定に向けた取組みを進める。	7,828千円	<ul style="list-style-type: none"> 年齢、性別、国籍、能力等にかかわらず、できるだけ多くの人々が利用しやすい生活環境にするため、「ユニバーサルデザイン推進計画（第2期）」に基づき、調整期間（R5,6）においても、引き続き施策・事業について、今年度策定予定の移動等円滑化促進方針と一体的に取り組む。スパイラルアップ（点検・評価・改善）を行い、事業の効果的な運用に取り組む。 また、第3期計画策定に向けて、区民意見交換会や審議会等を実施する。
		ユニバーサルデザイン推進条例に基づく届出により、生活環境の整備を推進する。	—	<ul style="list-style-type: none"> ユニバーサルデザイン推進条例及びバリアフリー建築条例により、公共的施設や集合住宅等の生活環境の整備を誘導する。
		施設整備マニュアルを改訂する。	5,706千円	<ul style="list-style-type: none"> 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル全面改訂に伴い、世田谷区ユニバーサルデザイン推進条例施設整備マニュアルの改訂を行う。
		小規模店舗等の改修及びベンチ設置費用補助事業により、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する。	2,150千円	<ul style="list-style-type: none"> 既存の小規模店舗等を対象として、車椅子利用者用便房や手すりの設置等に伴う改修工事費用の一部を補助する。また、商店や商店街等を対象としたベンチの設置費用の補助を行う。

令和5年度主要事務事業

都市整備政策部（公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会所管分）

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		ユニバーサルデザインの普及啓発を進める。	1,282千円	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなかの座れる場所やトイレ等、気軽に出歩きたくなるまちの情報発信に取り組むと共にユニバーサルデザイン（UD）の普及啓発を推進する。 ・専門家の協力のもとにUDの生活環境の整備に関するテーマで区民参加のワークショップを行い、普及啓発を行うツールとして、「世田谷UDスタイル」等を作成し、配布する。 ・区が主催する講習会の全課程を受講し修了した者のうち、UD普及啓発事業等の参加に同意した者を「UDサポーター」と位置づけており、小学校へのUD出張講座、UDまち歩き、公共施設の点検などに区と共に取り組み、UDを推進する。

令和5年度主要事務事業

道路・交通計画部（公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会所管分）

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	東京外かく環状道路の整備 （道路計画課）	東京外かく環状道路（関越道～東名高速間）整備事業の円滑な推進を図る。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・事業中の関越道～東名高速間については、早期に事業が完了するよう事業者及び関係機関と連携し調整を図る。 ・東名高速と本線トンネルを連絡するランプシールドトンネル工事等が安全を最優先に実施されるとともに、住民からの問い合わせなどには分かりやすく丁寧に対応し不安を取り除くよう、引き続き事業者に働き掛ける。
		東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）の計画の早期具体化に向けた働きかけを行う。	—	<ul style="list-style-type: none"> ・予定路線である東名高速～湾岸道路間については、具体的な検討状況やスケジュールを早期に明らかにするよう、国及び東京都に働きかける。また、計画の影響を受ける地元自治体として、引き続き必要な意見を述べていく。

令和5年度主要事務事業

道路・交通計画部（公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会所管分）

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	公共交通環境の整備 (交通政策課)	鉄道と道路の立体化の促進 ・道路と平面交差する京王線を連続して立体化することにより、25箇所（世田谷区内23箇所）の踏切を除却し、踏切事故や交通渋滞の解消、鉄道による地域分断の解消を図る。	1,095,277千円	・事業に要する経費の一部を地方財政法第27条に基づき負担する。 ・側道について、都との業務委託協定に基づき整備を進める。 受託で行う側道整備 【委託】測量設計委託 3件 【工事】下水道工事 1件 道路工事 2件
		鉄道沿線街づくりの推進 ・駅周辺において関連側道や交差道路との連続性、回遊性、歩行者の安全性確保のため、幅員を付加した街づくり側道整備を推進する。	360,066千円	・街づくり側道5路線に関して、側道の機能強化に関する協定に基づき要する経費を負担する。
		交通バリアフリーの推進 ・公共交通不便地域対策の取組みの推進及び地域公共交通計画策定に向けた取組み	32,643千円	砧モデル地区における取組み ・ワゴン車を活用したデマンド型交通の実証運行を実施し、運行開始後の実績等の結果を検証し、課題や有効性などの確認を行う。 地域公共交通計画策定に向けて ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を設置し、令和6年度を目途に地域公共交通のマスタープランとなる地域公共交通計画を策定していく。

令和5年度主要事務事業

土木部（公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会所管分）

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	交通安全と事故防止の取組み (交通安全自転車課)	自転車安全利用啓発の推進 ・交通安全運動、イベントやキャンペーンの実施等により交通安全利用を一層啓発する。	18,098千円	交通安全啓発・自転車安全利用啓発 ・警察署、交通安全協会、小学校PTA等との協働により、小・中学校や地域で交通安全教室を開催する。 ・事業者、大学、子育て世帯、身近なまちづくり推進協議会員を中心に、出前型やオンラインによる自転車安全講習を行い、自転車利用の安全啓発を進める。 自転車安全利用推進員の育成・支援 ・自転車安全利用推進員の育成・支援することにより区民相互の啓発を促進する。 区民交通傷害保険の実施 ・都条例の施行により区民交通傷害保険を始めとし、自転車事故に対応する損害保険への加入を区民に呼びかける。 (令和4年度実績) 加入数 10,925件
	自転車利用環境の整備 (交通安全自転車課)	放置自転車対策の実施 ・啓発事業とあわせ、放置自転車を適切に撤去することにより、「放置自転車の防止」の取組みを推進する。	314,984千円	啓発活動の実施 ・放置自転車クリーンキャンペーンの実施や整理誘導員の配置による自転車駐輪についての適正な利用を啓発する。

令和5年度主要事務事業

土木部（公共交通機関・バリアフリー対策等特別委員会所管分）

区分	事務事業名及び所管課	5年度事業（目標）	5年度当初予算	事務事業の内容及び手法
		自転車等駐車場の整備 ・老朽化した施設の改修・改善を行うとともに、駐輪場が不足する地域における施設整備の検討を行う。	17,938千円	放置自転車の撤去 ・主に駅周辺における放置自転車等の撤去活動を実施する。 ・放置自転車等保管所や自転車コールセンターの運営を行う。 ・保管期限の過ぎた処分対象自転車について、売却することにより有効活用を図る。 （令和4年度実績） 放置自転車撤去台数 16,598台 自転車等駐車場の改修 ・桜新町自転車等駐輪場（拡張整備） 大規模店舗等駐輪場附置義務制度の見直し ・令和4年度に実施した実態調査に基づき、利用実態を踏まえた効果的な制度への見直しを進める。 民営自転車等駐車場の整備促進 ・自転車条例に基づく附置義務の取組みを進めるとともに、整備への助成を行う。 （令和4年度実績） 自転車等駐輪場附置義務 整備完了12件、整備434台

